

第2編 行政執行法人関係審査・調整等の概要

第2章 労使紛争の調整

第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の令和4年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」）と独立行政法人造幣局（以下「造幣」）の調停申請が各1件となっている（第41表参照）。

第41表 調整区分別法人別調整事件一覧

区別	印刷	造幣	計
調停	1	1	2
計	1	1	2

（注）令和4年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。

以下、第42表、第43表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第42表参照）。

第42表 申請事項別調整事件一覧

区別	団体交渉 の手続き 方法に関 するもの	賃金その 他の給与 に関する もの	勤務時間・ 休日・年休 等に関する もの	退職取扱 等に関する もの	その他	計
調停		2				2
計		2				2

具体的には、全印刷局労働組合（以下「全印刷」という。）及び全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）から5月20日に調停申請された令和4年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案を

もって解決が図られた（第 43 表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「2022年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業では、多くの企業においてベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、今後、もし日本経団連による集計結果の公表により民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、当局職員の給与については、賃金を改善する方向で検討する状況が整うと考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与については、独立行政法人通則法第57条第3項に定める諸要素について、慎重に検討を行った上で回答する必要がある。もし日本経団連による集計結果の公表などにより民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、造幣局の職員の給与水準について改善する方向で検討する状況が整うと思われる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。

中労委は、同月25日の行政執行法人担当委員会議で調停委員会の設置を決定し、6月7日に事情聴取、22日に調停委員会共同会議、労使委員の意見陳述及び個別折衝を行うなど作業を進め、「1人当たり0.41%相当額の原資をもって引き上げること。」とする調停案を関係各労使に提示した。

関係各労使は翌日の23日及び24日に受諾し、解決したものである（第43表参照）。

第 43 表 調整事件の処理状況

	区 別	印 刷	造 幣	計
調 停	成 立	1	1	2
	打切り			
	取下げ			
	継続中			
計		1	1	2

第2節 印刷及び造幣の令和4年度新賃金調停事件

1 概況

公務労協・国家公務員関係部会（以下「公務労協・国公関係部会」という。）は、1月25日の第10回代表者会議で賃金要求については、「連合の『賃上げ要求については、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取組を強化しつつ、これまで以上に賃上げを社会全体に波及させるため、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組むとし、具体的には、連合の示す「底上げ」の要求目安は、「賃上げ分2%程度」「定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度」とする』こと」等と「公務労協の『連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に、賃金の引上げを求める要求を設定することとする』を踏まえ、各構成組織の実情に応じて要求内容を決定する」等を基本に方針を決定した。

この方針を受けて、全印刷及び全造幣は同方針内容の新賃金要求を機関決定し、3月1日にそれぞれ当局に対し要求書を提出した。

組合は、4月8日（全印刷）及び12日（全造幣）を回答指定日として交渉を進めたが、これに対して各当局は、回答指定日に、いずれも民賃動向の把握が不十分として回答を保留した。

また、全印刷は当局対応を不満として、5月12日を「再回答指定日」としたが、当局は前回と同様の理由により再度回答を保留した。

そこで、全印刷は19日を「再々回答指定日」とし、全造幣は20日を「再回答指定日」としたが、印刷当局は「2022年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業では、多くの企業においてベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、今後、もし日本経団連による集計結果の公表により民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、当局職員の給与については、賃金を改善する方向で検討する状況が整うと考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与については、独立行政法人通則法第57条第3項に定める諸要素について、慎重に検討を行った上で回答する必要がある。もし日本経団連による集計結果の公表などにより民間企業の多くが賃上げを実施し

ているという方向性が明らかとなったならば、造幣局の職員の給与水準について改善する方向で検討する状況が整うと思われる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」とし、双方とも具体的な有額回答を行わなかった。

そのため、全印刷は19日に、全造幣は20日に、当局に対して団体交渉の打切りを通告し、20日、中労委に「2022年4月1日以降の賃金引上げ」について調停申請した。

申請を受けた中労委は、同月25日の行政執行法人担当委員会議で、2つの調停委員会の設置を決定し、会長が両調停委員会の担当委員を指名した。6月7日（事情聴取）、22日（調停委員会共同会議、労使委員意見陳述、個別折衝等）と調停作業を進め、同日の午後7時30分過ぎに、「基準内賃金を、2022年4月1日現在の額から1人当たり0.41%の原資をもって引き上げること。」とする調停案を提示し、全印刷、全造幣及び国立印刷局は23日に、造幣局は24日に調停案受諾書を提出して、事件は終結した。

本年の新賃金調整の特徴は次のとおり。

- (1) これまでの両法人の独法化後の調停では、平成27年度までは「額」による賃上げの調停案となっていたが、平成28年度から当事者の要望である「率」を踏まえ、今年も「率」による調停案の提示となったこと。
- (2) 元年の調停以来、3年ぶりに中労委の調停として係属することになったが、自主交渉段階では、印刷及び造幣の両当局からそれぞれ、賃金引き上げに踏み切る前向きな発言は行われたものの、調停申請時点では具体的な賃上げ額の回答は難しい等と主張し、応じなかったこと。

このため、中労委事務局は両当局から事前聴取を行い、「本事案の早期決着に向けて最大限努力し、その上で中労委の判断を尊重する」との意思を確認した。

- (3) 6月22日の午前中から調停委員全委員懇談会、個別折衝を開始し、調停案で示す率をめぐって、労使との調整を行っている途中で、元年から開始した「公労使三者委員による意見交換」を行い、その後は率を巡っての調整を行って、調停案の提示は午後7時30分過ぎになったこと。
- (4) 調停作業終了後の午後8時前に、中労委会長が関係労使の代表と面談して、来年度以降の自主解決に向けたより一層の努力を要請したこと。

2 組合の方針

連合は、2021年12月2日に決定した「2022春季生活闘争方針」で、「日本の経済・社会は、アジア経済危機、ITバブル崩壊、リーマンショック等の経済変動のたびに不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困層や格差の拡大を繰り返してきた。

これを背景に、わが国の賃金水準は 1997 年をピークに停滞を続けている。2019 年末からの景気後退にコロナ禍が重なり、日本経済は大きく落ち込んだが、内閣府の年央試算によれば、2021 年度後半も回復が続き、2021 年中にはコロナ前の水準を回復し、消費者物価もプラスに転じることが見込まれる。またコロナ禍でも労働市場における募集賃金は上昇を続け、地域別最低賃金は 3 % 強引き上げられた。コロナ禍にあつて、所定内賃金で生活できる水準を確保することの重要性が再認識された。また実質賃金の長期低下傾向を反転させるには、賃金水準を意識しながら、全体で継続的に賃上げに取り組むことを強化する必要がある。またマクロの視点からも、労働者への適正な分配を求めていく必要がある。国内外の下振れリスクがある中でも、傷んだ労働条件を回復させ「人への投資」を積極的に行うことこそ、経済の好循環を起動させ、経済を自律的な回復軌道にのせていくカギになる。超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避であるなか、将来にわたり人材を確保・定着させるためには、賃金水準を意識して「人への投資」を継続的に行うことが必要である。とりわけ、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることがをめざし、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」に取り組む重要性を認識しなければならない。したがって、2022 闘争は、すべての組合が月例賃金の改善にこだわり、それぞれの賃金水準を確認しながら、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みをより強力に推し進める」等の方針を決定した。

こうした方針を受けて、公務労協・国公関係部会は、2022 年春季生活闘争について、1 月 25 日の第 10 回代表者会議で、「賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に、賃金の引上げを求める要求を設定した。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、各構成組織の実情に応じて要求内容を決定し、関係当局にその実現を求める。」等の「国公関係部会 2022 年春季生活闘争の取組」を決定した。

3 調停に至るまでの経過

全印刷及び全造幣は、公務労協・国公関係部会の方針を受けて、基準内賃金を 2 % 以上引き上げることがを基本とする新賃金要求を機関決定し、3 月 1 日に全印刷及び全造幣は、それぞれ当局に対し要求書を提出した。

各組合の要求内容は下表のとおり。

	全印刷	全造幣
要求日	2022年3月1日	2022年3月1日
要求内容	2022年4月1日以降の全印刷組合員の基準内賃金を2%以上引き上げること。	2022年4月1日以降組合員の基準内賃金を2%以上引き上げること。

全印刷は4月8日を、全造幣は12日を回答指定日として交渉を進めたが、これに対して各当局は、回答指定日に、いずれも「民間企業の賃金動向の把握に務めているが、現段階では十分に把握できない」ことから回答を保留した。

また、全印刷は、当局の対応を不満とし、5月12日を「再回答指定日」とし、当局に新賃金の回答を求めたが、当局は前回と同様の理由により再度回答を保留した。

さらに、全印刷は5月19日を「再々回答指定日」とし、全造幣は20日を「再回答指定日」として交渉したが、印刷当局は「2022年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業では、多くの企業においてベースアップを実施する傾向にあると感じている。よって、今後、もし日本経団連による集計結果の公表により民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、当局職員の給与については、賃金を改善する方向で検討する状況が整うと考えられる。しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。」とし、造幣当局は「職員の給与については、独立行政法人通則法第57条第3項に定める諸要素について、慎重に検討を行った上で回答する必要がある。もし日本経団連による集計結果の公表などにより民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、造幣局の職員の給与水準について改善する方向で検討する状況が整うと思われる。しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。」として、両当局とも具体的な回答を見送ったため、全印刷及び全造幣は労使間で解決することはできないものと判断し、全印刷は19日に、全造幣は20日に、各当局に対して交渉の打ち切りを通告した。

全印刷及び全造幣は、20日、中労委に対し、2022年4月1日以降の賃金引上げに

関する調停申請を行った。

4 調停の経過

全印刷及び全造幣の両事件とも、元年以来3年ぶりに中労委の調停に係属することとなり、5月20日の調停申請後に公務労協・国公関係部会及び両組合の代表等が中労委会長と面談し、三者連名の「全印刷局労働組合、全造幣労働組合 2022年度新賃金紛争の調停に関する要請書」を提出した。会長からは「これまでの歴史的経過を踏まえ、しかるべく調停作業を行いたい」等と答えた。

同月24日に中労委事務局が事務局本局において印刷当局から事前聴取し、31日には中労委事務局西日本地方事務所において造幣当局から事前聴取を行い、意向を確認したところ、両当局は「本事案の早期決着に向けて最大限努力し、その上で中労委の判断を尊重する」との意思を示した。

なお、同月25日の行政執行法人担当委員会議で、全印刷及び全造幣の令和4年度新賃金紛争に関する調停委員会の設置が決定され、会長が各調停委員会の担当委員を指名した。

各担当委員は下表のとおり。

企業体	組合	担 当 委 員		
		公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
印 刷	全 印 刷	両角道代 松下淳一	岩崎春良 六本木清子	岩本宏 井上龍子
造 幣	全 造 幣	沖野眞已 磯部哲	竹井京二 六本木清子	成宮治 小山茂

各調停委員会は、6月7日に、各労使から事情聴取を行った。

事情聴取における双方の主張は下表のとおり。

	組 合	当 局
印刷	<p>2022年4月1日以降の全印刷組合員の基準内賃金を2%以上引き上げること。</p> <p>民間賃金動向として、連合が公表した定期昇給相当分を含む全体の平均賃上げ額は6,160円、率は2.10%となっており、印刷局がベアを実施した2018年の同時期の水準を額・率ともに上回っている。</p> <p>さらに、同じく連合の「賃上げ分が明確に分かる組合」集計において、中小組合の0.71%の賃上げ率は、全体の0.62%を0.09ポイント上回っている。</p> <p>当局は日本経団連の公表がないと判断できないと主張しているが、団体交渉のなかで、「多くの企業がベースアップを実施する傾向にあると感じている」と述べており、急激な物価上昇局面のなか、現下の民間賃金動向や印刷局における2014年から2019年のベアの実績等を踏まえて分析すれば、日本経団連の公表を待たなくとも、現時点において、ベア実施の判断を行い、有額回答をすることができる。</p>	<p>2022年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、独立行政法人通則法第57条の規定に基づき慎重に検討しているところであるが、民間企業の賃金交渉妥結状況等を十分に把握していないことから、現段階において、具体的に回答できる状況にない。</p> <p>民間企業の労使の公表やマスコミの報道等による現時点の感触としては、コロナ禍からの業績の回復に加え、政府による経済界に対する賃上げ要請もあって、大手製造業では、多くの企業においてベースアップを実施する傾向にあると感じている。</p> <p>よって、今後、もし日本経団連による集計結果の公表により民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、当局職員の給与については、賃金を改善する方向で検討する状況が整うと考えられる。</p> <p>しかしながら、未だ日本経団連から公表されていない現段階にあっては、民間賃金の動向を十分に把握できたとは言えないことから、具体的な回答はできない。</p>

<p>造幣</p>	<p>2022 年 4 月 1 日以降の組合員の基準内賃金を 2 % 以上引き上げる こと。</p> <p>今春の民間賃金動向として、連合が 5 月 9 日に公表した第 5 回回答集計結果において、平均賃金方式による定昇込みで 6,160 円 (2.10%) の引き上げとなっており、ベースアップがあった 2018 年の同時期の水準を額・率ともに上回っていることが分かる。</p> <p>これまで連合が公表した集計結果から見れば、今春の民間企業の賃金動向は、賃金引き上げが行われていることは明らかであり、現時点で民間企業の賃金動向が「賃金引き上げ」という形で成熟した状況にあることを踏まえると、当局は組合員の賃金引き上げを実施すべきである。</p> <p>さらに、当局も造幣局が順調に業務を遂行している要因として、組合員の努力と創意工夫があることについて認識していることから、誠意ある具体的な回答をすべきである。</p>	<p>職員の給与については、独立行政法人通則法第 57 条第 3 項に定める諸要素について、慎重に検討を行った上で回答する必要がある。</p> <p>もし日本経団連による集計結果の公表などにより民間企業の多くが賃上げを実施しているという方向性が明らかとなったならば、造幣局の職員の給与水準について改善する方向で検討する状況が整うと思われる。</p> <p>しかしながら、未だ日本経団連などから調査結果が公表されていないことから、具体的な回答を行える状況にはない。</p>
-----------	--	---

各々の事情聴取終了後、両調停委員会はいずれも、事情聴取を同日の 1 回で終了することを確認した。

その後、同月 22 日の午前中から両事件の担当委員全員が集合して調停委員全委員懇談会を開催し、以後の調停作業を統一的に進めることとし、調停委員会共同会議（以下「共同会議」）を設置することを確認した。

引き続き行われた共同会議で、同月 7 日に行われた事情聴取については、両調停委員会は事件の事情聴取時に担当調停委員以外の調停委員も同席して事情聴取を傍聴していることから、前回までに行っていた事件担当による調停委員長報告は行わず、労使各側委員による公益委員に対する概括的に意見を述べる「労使委員意見陳述」を行った。

労使各側委員の陳述の要旨は下表のとおり。

労働者 委員	<p>2019年度的全印刷、全造幣両組合の新賃金調停においては、調停委員長をはじめ多くの方々にご尽力いただき調停案受諾による解決が図られたが、これは調停制度が万全に機能したものであり、意義深い決着となったと受け止めている。以後、両組合は、会長からの要請も踏まえ、新賃金交渉を、2年連続で自律的労使関係のもと自主決着を図ってきた。4年度についても、同様に自主決着を図るべく努力をしてきたことについて報告を受けたが、両当局が「賃上げを検討する」としつつも、具体的な回答を行わなかったことは、自主決着を図ろうとする姿勢を欠くものであり残念である。しかしながら、4年の調停作業の開始にあたっては、2019年度と同様に、自主交渉の段階で、両組織の労使ともに「賃上げの実施」については認識が一致していることから、今後の調停作業において真摯な議論を積み上げる為の環境は整っていると考えている。その上で、調停作業を行うにあたり、労働者委員として3点意見を申し上げる。</p> <p>今次賃金紛争の調停にあたっては、国営企業時代から、民間賃金準拠の原則により、当該年の民間賃金動向を適切に反映させ解決を図ってきた歴史的経過を踏まえ、調停案が提示されるべきである。従って、その上に立ち、今後の調停作業において本年度の民間賃金動向を両組合員の賃金に正確に反映させる必要がある。また、現在、日本は近年稀に見る物価上昇局面に置かれていることも考慮すべきである。</p> <p>現在の民間賃金動向は、各調査機関の結果において多くの組合で賃上げが実施されていることが明らかとなっている。また、その妥結水準については、連合第6回公表の「賃上げ分が明確に分かる組合の集計」において、率0.63%、額1,862円が示されている。さらに、300人未満の中小組合は、率0.72%、額1,771円となっている。このような結果は、コロナ禍の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻や燃料・資材価格の高騰等が起きる厳しい交渉環境においても、先行組合が作り出した「賃上げの流れ」を中堅・中小組合がしっかりと引き継ぎ、「人への投資」と月例賃金にこだわり、粘り強い交渉が行われた成果と受け止められる。従って、こうした民間賃金動向を正確に反映すべきである。</p> <p>印刷局、造幣局両法人は、行政執行法人として、国の根幹に関わる極めて重要な事業の使命と責任を果たしながら、その運営においては、独立した企業会計のもと、必要とする資金を自らの事業とその収益によっ</p>
-----------	---

	<p>て賄っている。その結果、これまでも着実にもとめられる事業実績を達成し、大きな収益を上げ、その2分の1は国に納められ国の財政にも貢献してきた。このような実績は、そこに働く組合員の全面的な理解と協力のもとの結果であることは言うまでもなく、とりわけ、両法人は、3年の記念すべき創立150周年の年に滞りなく事業運営を行い、そして、印刷局は、改刷業務が本格化、造幣局は、引き続き改鑄貨幣の安定供給について確実に対応を図っていく必要があることなど、それら事業目標の達成に向けては、組合員の理解と協力が不可欠であるということを両法人は認識している。従って、今次調停作業にあたっては、こうした背景も十分に考慮し働く組合員の努力に応えるべきである。</p>
<p>使用者 委員</p>	<p>令和元年の新賃金問題については、中労委の会長をはじめ関係者の皆さまの多大なご尽力をいたいただき、調停案の労使受諾という形で早期かつ円満に解決できたことは、関係者の皆さんに大変感謝申し上げます。</p> <p>2年、3年は、会長からの自主交渉による決着の要請については、当局としても重く受け止めて、交渉当事者として本年の交渉に真摯に臨んできたと聞いている。</p> <p>3年には、国立印刷局及び造幣局は創立150周年を迎えた。これまで当局の業務運営について、健全かつ円滑に遂行されてきたことは、労働組合及び組合員の努力と協力を得て、当局としても十分に認識しているとともに、大変感謝しているところである。</p> <p>また、今後とも両局が円滑な事業運営を行い、安定的に製造を行っていくためには、労働組合の理解と協力が不可欠であると認識しており、これまで長年培ってきた円満な労使関係の維持、職員のモチベーション維持等の観点からも、新賃金問題の早期解決が極めて重要であると考えている。</p> <p>当局としては、行政執行法人の職員の給与として、独立行政法人通則法第57条に基づき、一般公務員の給与動向の参酌に加え、民間の大手企業や中小企業の賃金動向などを的確に見極める必要があるものと考えている。</p> <p>しかし現時点では、日本経団連からは大手・中小の第1回の賃上げ分しか公表されておらず、十分に把握していないことは当局としても独自の調査機能を有しない以上判断に窮する状況であるが、一般的にはコロナ禍での不足に加え、人財育成の内容や政府による経済界に対する賃上げ要請があり、大手製造業では満額回答の費用があるなど多くの企業に</p>

において、前年を上回る回答がなされているところであり、その点については承知しているところである。

最後になるが、本賃金問題について、やはり重要なのは、国民の理解と納得を得ることである。たとえば、人事院勧告と過去の調停の結果のギャップというものが注目されることがあるので、中央労働委員会の対応において、一定の成果が得られることを願います。

調停作業当日の 22 日は、午前中から公益委員と労使各側委員との個別折衝を開催し、午後 3 時過ぎには、元年度から開始した「公労使三者委員による意見交換」を行い、その後も公益委員と労使各側委員との個別折衝を断続的に行うなど、詰めの調停作業を進めた結果、作業当日の午後 7 時 30 分頃に調停案が取りまとめられ、両調停委員会から関係各労使に提示された。

また、調停案と併せて、両調停委員長連名の「経過説明」も提示された。

なお、調停案の提示に際し、両調停委員長から、調停案の早期受諾による円満解決を促す「口頭要望」が行われた。

調停案の内容、「経過説明」及び「口頭要望」は以下のとおり。

全印刷局労働組合関係

調 停 案 (全文)

申請人 東京都港区虎ノ門 2 丁目 2 番 5 号
全印刷局労働組合
中央執行委員長 梅原 貴司

相手方 東京都港区虎ノ門 2 丁目 2 番 5 号
独立行政法人国立印刷局
理 事 長 岸本 浩

2022年5月20日付け全印労発第1484号をもって全印刷局労働組合から調停申請のあった上記当事者間の令和4年度新賃金紛争に関する事件について、当委員会は、当事者双方の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、国家公務員の給与を参酌し、民間企業の従業員の給与その他の諸要素について総合的に勘案して、慎重審議の結果、下記のとおり調停案を

提示し、その受諾を勧告する。

記

独立行政法人国立印刷局職員（平成15年中央労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、令和4年4月1日現在の額から1人当たり0.41%相当額の原資をもって引き上げること。

令和 4年 6月22日

中央労働委員会

全印刷局労働組合令和4年度

新賃金紛争に関する調停委員会

委員長	両角	道代	委員	松下	淳一
委員	岩崎	春良	委員	六本木	清子
委員	岩本	宏	委員	井上	龍子

(以上)

全造幣労働組合関係

調 停 案 (全文)

申請人 大阪市北区天満1丁目1番79号

全造幣労働組合

中央執行委員長 吉田 正彦

相手方 大阪市北区天満1丁目1番79号

独立行政法人造幣局

理 事 長 山名 規雄

2022年5月20日付け造労発第21の7号をもって全造幣労働組合から調停申請のあった上記当事者間の令和4年度新賃金紛争に関する事件について、当委員会は、当事者双方の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、国家公務員の給与を参酌し、民間企業の従業員の給与その他の諸要素について総合的に勘案して、慎重審議の結果、下記のとおり調停案を提示

し、その受諾を勧告する。

記

独立行政法人造幣局職員（平成15年中央労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、令和4年4月1日現在の額から1人当たり0.41%相当額の原資をもって引き上げること。

令和 4年 6月22日

中央労働委員会

全造幣労働組合令和4年度

新賃金紛争に関する調停委員会

委員長 沖野 眞巳

委員 竹井 京二 委員 六本木清子

委員 成宮 治 委員 小山 茂

(以上)

全印刷及び全造幣 令和4年度新賃金調停について（経過説明）（全文）

令和4年6月22日

調停委員長

両角 道代

沖野 眞巳

- 1 全印刷及び全造幣の令和4年度新賃金紛争について、両事件の調停委員会は、本日、国立印刷局及び造幣局職員の基準内賃金について、1人当たり0.41%相当額の原資をもって引き上げることの内容とする調停案を労使各当事者に提示しました。
- 2 両調停委員会は、両法人の労使の主張を十分に検討し、さらに、独立行政法人通則法に規定されている職員の給与の支給の基準を定める際参酌又は考慮する事項である、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与その他について総合的に勘案して、調停案を作成しました。

- (1) 生計費の動向を消費者物価指数でみると、令和3年度の前年度比は0.1%の上昇でした。
 - (2) 国家公務員給与との関係については、労働者側は、当局が公表しているラスパイレース指数でみると、両法人の職員の賃金は国家公務員給与と比較して低く、是正措置を講ずるべきであると主張したのに対し、使用者側は、長年議論されてきた問題であり、公正な第三者機関である中央労働委員会の仲裁裁定、調停案において、適切に判断されてきたものであると主張しました。両調停委員会は、種々の角度から検討した結果、このことについては長年の経緯等を含むものであり、引き続き労使で話し合うことが望ましいものと認めました。
 - (3) 民間賃金水準との比較については、両調停委員会は、従来同様、賃金構造基本統計調査などを用いて、企業規模100人以上を対象とし、年齢、地域、学歴別のラスパイレース方式により、1人平均賃金額の比較を行いました。この結果、昨年の民間賃金引上げ後の状況において、ほぼ均衡しているものと認めました。
 - (4) 調停案を作成するに当たっては、上記の判断を基礎として、今期の民間における賃金引上げの状況を重視することとし、従来同様、現時点で具体的数値が把握できる民間主要企業の動向を検討した結果、その平均賃上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め2.1%程度になるものと推定するとともに、併せて、中小企業の賃金引上げ動向や現下の経済動向などについても検討しました。
- 3 両調停委員長は、調停案が両事件に係る労使により受諾されるとともに、今次紛争が配分問題も含めて早期かつ円満に解決されることを期待します。

(以上)

調停委員長口頭要望（要旨）

この調停案を提示するに当たって、調停委員長として次の通り要望を申し上げます。

本調停案は、調停委員会において公労使三者の委員が労使双方の主張を勘案しつつ、長時間にわたり慎重に協議、検討を重ねた結果、労使双方において受け入れることが可能であるとの判断の下に取りまとめたものです。

労使双方が速やかにこの調停案を受諾し、紛争を早期かつ円満に解決されることが、今後のより良好な労使関係の構築につながる、意義深いことと考えます。

労使双方の理解と努力を重ねて希望します。

(以上)

さらに、調停作業終了後の午後8時前に中労委会長は関係労使の代表と面談し、

「本来、新賃金問題は自主交渉において、自主的に解決すべきものと考えますので、両法人におかれては、本年の経緯も踏まえ、来年度は自主交渉による決着が図られるよう、関係労使の真摯な御努力を一層強く要請する」との「口頭要請」を行った。

会長からの口頭要請（要旨）

- 1 全印刷及び全造幣の申請に係る今次新賃金調停は、本日調停案を提示する運びとなりました。

この間の関係者のご協力に感謝を申し上げるとともに、関係労使がこの調停案を速やかに正式受諾し、紛争を早期かつ円満に解決されることを強く期待いたします。

- 2 両法人とも、本年は3年ぶりに調停申請に至った訳ですが、本来、新賃金問題は自主交渉において、自主的に解決すべきものと考えますので、両法人におかれては、本年の経緯も踏まえ、来年度は自主交渉による決着が図られるよう、関係労使の真摯な御努力を一層強く要請いたします。

（以上）

上記調停案については、全印刷局労働組合、全造幣労働組合及び独立行政法人国立印刷局は翌日の23日付けで、独立行政法人造幣局は24日付けで受諾書を提出し、全印刷及び全造幣の令和4年度新賃金調停事件は終結した。

なお、全造幣調停事件の公益委員である磯部委員は、詰めの調停作業当日（6月22日）の個別折衝時には出席していたが、調停案提示時には都合により退席していたため全造幣調停事件の調停案への署名は行われていない。

5 調停後の動き

印刷及び造幣の各労使間で、調停案を受け入れ後の賃金引き上げ原資（0.41%）の配分について交渉が行われ、印刷は8月31日、造幣は10月5日にそれぞれ妥結した。